

Visa トークンサービス特約（りそなデビットカード・りそなデビットカード<JMB>用）

1.（本特約の適用等）

- (1) 本特約は、「りそな Visa デビットカード規定」およびこれに付随しまたは関連する特約（以下、これらを総称して「りそな Visa デビットカード規定等」といいます。）を承認したりそなデビットカード会員（以下「本会員」といいます。）がカード番号のトークン化情報（以下に定義する「Visa トークンサービス」をいいます。）の利用申込み及び利用する場合の規則を定めるものです。
- (2) 本特約の条項と「りそな Visa デビットカード規定」およびこれに付随しまたは関連する特約の条項と矛盾または抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

2.（用語定義）

本特約において、用語の定義は、以下の様に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、りそな Visa デビットカード規定等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・ Visa トークンサービス:会員がりそな Visa デビットカード規定等および本特約に従い、トークンリクエストが提供するアプリケーション・機能等を用いて りそなデビットカードを利用できるサービス
- ・ 本件対応デバイス：非接触決済機能を備えた端末（スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末）
- ・ トークン：本件対応デバイス、アプリケーションに発行されるトークン決済に用いられるりそなデビットカード番号とは異なる専用の番号
- ・ トークンリクエスト：Visa トークンサービス対応のデバイス、アプリケーションを提供する事業者
- ・ 本件会員情報：本件利用申込みまたは利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報であって、りそな Visa デビットカード規定等で定める「本デビット情報」を含むもの
- ・ 本件利用申込み：Visa トークンサービスの利用を希望する会員が行う、当社及びトークンリクエスト所定の方法による Visa トークンサービスの利用の申込み

3.（トークン発行）

- (1) 本会員は、Visa トークンサービスの利用を希望する場合には、当該会員自ら、りそな Visa デビットカード規定等及び本特約の各条項を認識し了承の上、本件利用申込みを行うものとします。
- (2) 株式会社埼玉りそな銀行（以下「当社」といいます。）は、本件利用申込みを行った会

員が当社所定の基準により適格と認められる場合には、本件利用申込みに対して当社所定の方法により承諾するものとし、かかる承諾の相手方である会員を「Visa トークンサービス利用者」として、同人に対し、本件対応デバイスにトークンを発行し、Visa トークンサービスの利用を許容するものとし、当社はこれを了承します。

- (3) 会員は、本件利用申込み在先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他本件利用申込みおよび Visa トークンサービスの利用に必要な準備を行うものとし、

4. (利用可能額および利用代金の支払い)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、りそなデビットカード・りそなデビットカード<JMB> (以下、これらを総称して「本カード」といいます。) の利用可能額の範囲内で Visa トークンサービスを利用できるものとします。
- (2) 当社は、Visa トークンサービス利用者が前項に定める利用可能額を超えて Visa トークンサービスを利用した場合またはしようとした場合、利用可能額以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不相当又は不審であると合理的に認められる場合は、Visa トークンサービスの利用を一時的停止または解約することがあります。
- (3) Visa トークンサービス利用者は、本特約に基づく Visa トークンサービスの利用に関する一切の債務を、りそな Visa デビットカード規定等に従い、Visa トークンサービスの利用代金として支払うものとし、

5. (Visa デビットトークンサービスの有効期限等)

- (1) Visa トークンサービスの有効期限は、りそなデビットカード会員が保有する本カードの有効期限までとします。
- (2) Visa トークンサービス利用者は、前項の有効期限経過後において Visa トークンサービスの利用を希望する場合、再度本件利用申込みを行うことを要するものとします。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ず Visa トークンサービスの有効期限を自動で更新する場合があります。
- (3) Visa トークンサービス利用者は、Visa トークンサービスの有効期限内であっても、当社およびトークンリクエスト所定の方法により Visa トークンサービスの一時停止または解約をすることができます。
- (4) Visa トークンサービスの有効期限内であっても、りそなデビットカード会員が保有する本カード解約されまたは会員資格を喪失した場合、Visa トークンサービスは解約されます。
- (5) Visa トークンサービスの有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Visa

トークンサービスは解約されることがあります。

- ① 本カードの紛失・盗難、偽造・変造、番号盗用、本デビット情報の漏えい、本件対応デバイスの紛失・盗難等により不正利用のおそれが生じた場合
- ② 本カードの再発行および本カードの会員番号等が変更される場合
- ③ トークンリクエスター所定の事由または本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

6. (Visa トークンサービスの一時停止・解約等)

- (1) 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Visa トークンサービス利用者に対する事前の通知なく、Visa トークンサービスの一時停止または解約をすることができるとします。
 - ① Visa トークン利用者が本特約もしくはそのな Visa デビットカード規定等に違反しもしくは違反するおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② Visa トークンサービスの利用状況または本カードの利用状況が不適当または不審であると合理的に認められる場合
 - ③ 本件会員情報、本件対応デバイスまたは本カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Visa トークンサービスの不正利用の可能性が生じたと合理的に認められる場合
- (2) 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Visa トークンサービス利用者に対する事前の通知なく、Visa トークンサービスの一部または全部を一時的に停止し、または Visa トークンサービスを終了できるものとします。
 - ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Visa トークンサービスの一部または全部の利用が困難であるとトークンリクエスターまたは当社が判断した場合
 - ② その他、コンピュータシステムの保守等、已むを得ない事情で Visa トークンサービスの一部または全部の一時停止または中止が必要と合理的に認められる場合
- (3) 前2項までに定める事由またはこれらに類似する事由による Visa トークンサービスの一部または全部の一時停止・解約等により Visa トークンサービス利用者へ生じた損害につき、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

7. (善管注意義務、禁止事項等)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとします。
- (2) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄

等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により事前に Visa トークンサービスを解約するものとします。

- (3) Visa トークンサービス利用者は、理由の如何を問わず Visa トークンサービスを解約しまたは当社により解約された場合、トークンリクエストおよび当社所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報が削除されていることを確認するものとします。
- (4) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。
- (5) Visa トークンサービス利用者が前4項に違反したことに起因または関連して Visa トークンサービスが不正に利用された場合、当社は、Visa トークンサービス利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。また、その場合において、Visa トークンサービス利用者（Visa トークンサービスが解約済みか否かを問いません。）は、Visa トークンサービスの利用料金および当社に生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。
- (6) Visa トークンサービス利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Visa トークンサービスによる利用料金の支払責任を含みます。
 - ①本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。）により第三者に Visa トークンサービスを不正利用された場合
 - ②本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Visa トークンサービスもしくは本件会員情報を不正利用された場合
 - ③その他前2号に準じる事由で、第三者に Visa トークンサービスもしくは本件会員情報を不正利用された場合
- (7) 前項の各号のいずれかに該当する場合または本件対応デバイスもしくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Visa トークンサービス利用者は、速やかに自身でトークンリクエストおよび当社所定の方法により Visa トークンサービスを一時停止または解約し、本件対応デバイスまたは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

8. (免責)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、以下各号に定める場合またはその他合理的な理由により Visa トークンサービスの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。
 - ① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、トークンリクエストが Visa ト

ークンサービスに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合

- ②本件対応デバイスのモデルが変更される等、トークンリクエストを含む本件対応デバイスの提供事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合
- ③Visa トークンサービス利用者が第5条に定める本件利用申込みに必要な手続きを完了しなかった場合
- ④本特約に定める、Visa トークンサービスの一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
- ⑤本件対応デバイス自体または本件対応デバイス上のシステムの故障等の場合
- ⑥その他、カード規定等および本特約に定める場合

(2)Visa トークンサービス利用者は、Visa トークンサービス利用者が本件利用申込みまたは利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能または本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Visa トークンサービス利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

9. (非保証)

当社は、Visa トークンサービスに関連するか否かに関わりなく、トークンリクエストが提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

10. (Visa トークンサービスの終了および停止)

Visa トークンサービス利用者は、トークンリクエストまたは当社が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Visa トークンサービスを終了または一時停止する必要があることを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

- ① 本件対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- ② 当社または トークンリクエストの業務の遂行上重大な支障がある場合
- ③ その他当社またはトークンリクエストが、Visa トークンサービスの終了または一時停止が必要と判断した場合

11. (本特約の変更等)

- (1) 本特約は当社の都合で変更することがあります。Visa トークンサービス利用者は、特約変更日以降は変更後の特約に従うものとします。
- (2) 前項の変更については、当社が定める周知期間において、当社ホームページ等相応の

方法で公表します。

(2019年11月14日現在)